

平成24年度 第2回鳥取市景観形成審議会 議事録 要旨

日時：平成24年9月24日（月）10：00～12：25

場所：鳥取市役所第2庁舎5階第1会議室

審議委員 芦澤喜武委員【会長】、中橋文夫委員【副会長】、平井覚委員（欠席）、
大北美知枝委員（欠席）、池本義隆委員、松島勇委員、西山靖代委員
熱田龍二委員、房安一也委員、中島英明委員、西垣文智委員

事務局 鳥取市都市整備部 大島英司部長、都市企画課 藤井光洋次長兼課長
山本勝信景観形成係長、前田琢磨主任、廣谷一茂技師
鳥取赤十字病院 原豊事務部長、田中祐輔建設推進室室長
建築住宅課 太田忠孝学校建設係長、教育総務課 小林克己主査兼学校施設係長
文化財課 佐々木孝文鳥取城整備推進係長

■ 議事内容

事務局>それでは定刻となりましたので、ただいまより平成24年度第2回鳥取市景観形成審議会を開催致します。私は、本日の司会進行を務めます都市企画課の藤井と申します。会議次第に沿って進めていきますので、よろしくお願い致します。それでは、会議次第の2に移りたいと思います。まず、議事に先立ちまして、当審議会の会長であります芦澤会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。芦澤会長、よろしくお願い致します。

芦澤会長) みなさん、どうもこんにちは。ようやく秋風が吹いて涼しくなり、会議するには最もいい季節になりつつあります。曼珠沙華というのは、彼岸の前後には必ず咲く、それで彼岸花とも言うわけですが、今年はそれが咲かない。全国的に全部遅れております。一説によると、夏場の異常気温だというふうに言われておりますが、まあ今年は非常に鳥取も暑かったようでございまして、今ちょうど曼珠沙華がこれ位伸びている状態で、だいぶ遅れているようです。今日は、議事や報告事項がたくさんありますので、私の話はこれ位にして、後は議事、報告を慎重に審議していただきたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局>ありがとうございました。続きまして、大島都市整備部長より、一言ご挨拶申し上げます。

事務局>都市整備部長の大島英司でございます。本日は、お忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。本日議事に挙げさせていただいております通り、この周辺の大きな建物、公共建築物等の建替え案件が急に目白押しになっている状態でございます。実は、私共鳥取市が景観計画作成したときも、5年後位にはこれらの建

物も建て替わってくるであろうという漠然としたイメージがございました。実際、立面図となり、このように審議頂く状態になるのは初めてでございます。景観計画・理念の段階では問題にならなかったことが、色々現実の図面として立ち上がってきておりますので、皆様にご審議いただき、今後の景観行政、建築行政に役立てていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

事務局>ありがとうございました。それでは審議に入ります前に、本日の委員の皆様の出欠報告をさせていただきます。本日の欠席は、平井委員、大北委員のお二人でございます。従いまして、出席者は9名でございます。全11名の委員のうち、過半数の方の出席をいただいておりますので、景観形成条例第31条第2項の規定により、当審議会が成立致しますことを報告させていただきます。また、これより先、議事の進行は、条例第31条第1項の規定により、芦澤会長のほうにお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願い致します。

芦澤会長) それではこれから、議事に入りたいと思います。何しろ今日はたくさん重要な議事があります。出来るだけスムーズにいきたいと思っております。全議事について、結論が出ないかもしれませんが、出せなければ、次回に送れるものは送りたいと思います。それではまず(1)の鳥取赤十字病院の建て替えについて、事務局のほうから説明をお願いします。

3 議事

(1) 鳥取赤十字病院の建て替えについて

※事務局から資料1を用いて説明：略

芦澤会長) 今、日赤と事務局から説明がありました。この図面と説明で、それぞれ意見があると思います。どなたでも結構ですので、意見等はありませんか。

西垣委員) お尋ねしたいのですが、エネルギーセンターの最上階に機器を上げるということですが、これは、津波や大雨時の浸水を想定されてのことでしょうか。

事務局>基本設計に入る時に、市が作成した水害のハザードマップを参考したところ、この地域では40cmから約1m、2m近く浸水するということだったと記憶しております。このことを考慮すると、一番高いところで40cmくらい水に浸かるということになります。今の設備が、B館地下にレントゲン室が入っており、これが水に浸かってしまうと、何十億という損失が出ることや、診療が殆んどストップしてしまうというような問題が出てきます。また、電源室も地下にあります。この電源室は、10cm位水に浸かってしまうとすぐにショートしてしまいます。それで電源が確保出来なくなるというような、非常に危険な状況で運営しています。このようなことを出来るだけ回避するため、電源設備等は新棟の上のほうに持っていき、電源は二

重に取れるよう配慮したいと思っております。給水についても、新棟の屋上に確保し、上水道として一般に使う水として、確保したいと考えております。また、地上にも給水塔を設けますが、全部浸からないような構造で設置したいと考えております。災害拠点病院として指定していただいておりますので、その災害拠点病院が、最初の災害でやられてしまい、受け入れが出来ないというのでは話になりませんので、このような構造にしたいと思っております。

西垣委員) どうもありがとうございました。

芦澤会長) 最近、病院とかこういう施設は、地震や津波の関係で、このような施設を屋上に設置する設計とするようです。その他、何かございませんか。

中島委員) ひとつお尋ねです。資料の2の図面にあります公開空地というのは、どのようなものですか。

事務局>これは国土交通省の事業です。中心市街地活性化事業の中にある補助事業です。県庁からとりぎん文化会館の前に、樹木が植えてあります。このような形のを整備するというのが計画としてあるようです。そうした計画を実施する場合は、国土交通省の補助金を受けることができるという事になっております。この部分は、鳥取のメイン道路ですので、市役所の関係も含め、同様な整備をすれば、非常に景観上は優れたものになると考えております。

中島委員) 分かりました。では、とりぎん文化会館前のような形になる可能性が、構想のひとつにあるということと理解してもよろしいですか。この敷地は、景観形成重点区域に該当しており、敷地面積の3%くらいの緑地が必要になってくると思います。この計画の中にある黄緑色の部分が、緑地だと思うのですが、これで大体3%を満たしていると理解していいですか。

事務局>具体的な面積は、まだ出していません。

中島委員) まだ分からなければいいです。

事務局>高木等の加算もありますので、ほぼ3%満たしていると思っております。

中島委員) では、その公開空地が緑化という形になれば、その分プラスになるということですね。私も日赤にお世話になったことがあります。病院の機能として、緑っていうのは非常に心を癒します。そういう空間というものは、是非できるだけ多くしていただきたいです。それと、若桜街道沿いで、このような緑地がないと圧迫感を感じてしまいます。是非、そうした計画を推進していただきたいと思います。よろしくお

願います。以上です。

事務局>少し事務局より補足致します。景観計画には、建築物・工作物の緑化が謳ってありますが、この場合、敷地面積から建築物の建築面積等は除かれます。除いた部分においての3%となりますことをご理解ください。

中島委員) 建築物の無いところの3%となるのですか。

事務局>そうです、除いた部分となります。

芦澤会長) 大体、病院の場合は、道路側に緑化をしたほうが良いと思います。特に音の吸収度の高い木がありますので、そのようなものを植えていくと静かになります。今でも、日赤の裏のほうには、そのような特性を持った木がたくさん植えてあります。ですから、設計計画をされる方が、そのように配慮すると思っています。はい、その他ありますか。

中橋副会長) 非常に良いプランで感服しています。そこで、少しお聞きします。平成30年までという長期に設計工事を実施し新棟にする計画としています。B館については、この図面から読み取ると、新棟の上側、現在の駐車場のところが、将来、新B館になる計画ですね。平成30年までは、B館が現存でありながら裏に新棟ができる。そのような形で30年まで行きます。その次に、新B館がこの図面上の駐車場にくるということになります。その場合、A館B館の跡地が空いてきます。ここの土地利用計画を、駐車場にされるというイメージがあるのですが、そのあたりの考え方を教えてください。それと全体の3%緑化云々という話がありました。公開空地に関し大阪の場合、周りの緑被率が基本となります。例えば大阪の場合、建ぺい率を5割とすれば、ボーナス的に建物の容積率の上積みを認めています。そのあたりのことはよく解りませんが、恐らく駐車場にすることであれば、周りのオープンスペースが、3%という数字ではきかないと思います。3%というのは、ニュータウンを作った場合の3%緑地確保論というのが、都市計画にあります。ここでは、そのあたりの考え方、数字の取り方をもう少し吟味されたほうが良いと思います。このことは駐車場の取り方で、変わってきます。駐車場は、真っ黒なアスファルトです。そのような駐車場はやめればいいのです。緑陰駐車場という考え方があり、鳥取大学の日置教授が研究されています。鳥取県は、緑陰駐車場の設計では日本一と聞いています。その論文を設計事務所の人に読んでもらい、緑陰駐車場の考え方を勉強してみてください。そうして、そのA館B館跡地に、緑陰駐車場を造れば、それはすごい緑陰駐車場の見本が、鳥取県から日本に発信できると思います。現在、芝生緑化にも力を入れていきますし、そのようなことも絡ませられれば、鳥取県の質、緑に関する文化が、日本に発信していけると思います。そのあたりについて、建築家の方に勉強していただってください。

事務局>日置教授もよく知っておりますので、相談させていただきます。

中橋副会長) もうひとつ。文章の読み落としがあるかも分からないのですが、太陽光や風力のよ
うな自然エネルギーについて、この中でどう活かしていくのか明記していただきた
い。それと、鳥取の地場の建築材料があります。そういうところをもう少し勉強さ
れ、地産地消の形をもう少し加えれば、良い設計ができると思います。

事務局>そのような話は、実施設計の段階で行うのでしょうか。

中橋副会長) いいえ、基本設計で方向性は決めます。緑化も、言葉だけの緑化で中身がない感
じがします。

事務局>省エネについては、色々考えております。

中橋副会長) 鳥取の緑化であれば、久松山の植生を分析し、その中からこういう緑化に取り入
れる緑の要素がないか、そういうことを基本設計で検討しなければならないと思
います。緑化だけの言葉だけでは、足の裏の痒いところを靴のうえから搔いているみ
たいなものです。そこをもう一步踏み込んで勉強していただければ、非常にいいプ
ランになると思います。以上です。

芦澤会長) 私のほうから、気が付いたことを言いたいと思います。今、緑化の関係がありまし
たが、屋根の問題も含め、屋上および壁面の緑化を考えていただけると非常にあり
がたいと思います。屋上も、色々な問題から陸屋根でやむを得ないということにな
っています。しかし、そうではないと考えています。今の景観条例が、そのように
屋根は適度な勾配云々という書きぶりになっています。これは、あまり適切ではな
いので、いずれは協議して、もっと柔軟なものに変えたいと思っています。ただ、
現状ではそういうことになっているので、そちらが勝手に陸屋根のほうが良いとい
う理屈ではないと思います。少なくとも何故、そういう屋根の形状とかに触れてい
るかという、その景観を良くしようということからです。ですから、景観を良
くする努力をしなければいけないと思います。少なくとも日赤、この設計に携わっ
ている設計者も超一流の方で、その人たちにとって、これが選ばれた選良な計画と
いうことです。だから、ただ条例に抵触しないからというレベルではなく、もっと
高いモラルを持って、設計等に関し対処していただきたいというのが、私の希望で
す。そういう面からすると、例えば、屋上緑化をすることにより陸屋根の形状に変
化を付けたり、あるいは、中は平たくて良いので、スカイラインに変化をつける等、
いろんな知恵が出てくると思います。この近辺は、ほとんど陸屋根になっておりま
す。その中で一際目立つ良いデザインの建物に、今度はなるのではないかと、地域
住民が期待を持つようなものにするという気概を持って、事の当たって欲しいと思
います。それ以外にも、若桜街道沿いのA館が撤去され、新棟が文化会館と同等に

セットバックして配置してあり、非常に良いと思います。そういう点では、配慮がなされていると思います。それからもうひとつ、平面的な配置については、前にB館があります。その後ろの新棟のデザインは、フラットにならないよう変化を持たせ色々工夫が見られて、良く考えられています。しかし、このB館が少し様になっていないように思います。この手前B館にも、何か少し手を加える努力をしてみてくださいと、もっと良くなるのではないかと思います。また、市役所側についても、駅前から来ると見えるので、市役所の問題もあり難しいでしょうが、何か変化が付けられるように配慮ができればと思います。今後、実施設計の際には、景観上このようなことに努力しましたと、皆さんに喜んでもらえるような報告が出来るようにしていただきたい、こう思います。よろしくをお願いします。

中橋副会長) この地域一帯は、鳥取市においても市街化、再開発、景観形成重点区域等、いろんな計画が輻輳しています。だから今、病院の建て替えの話をしていることは、よく分かります。しかし、トータルの街なみ景観や、地域一帯のイメージでもいいから、参考になるようなイラストマップとか、まちの景観の将来像を、視覚に訴えるような計画がありますか。都市企画課が作っていて、モデル的なプランがあれば、このような建物を入れ込んで、両サイドに全体的な空間が入り込み解りやすいと思います。そういうものがありますか。

芦澤会長) ないと思います。

中橋副会長) そういうものは、作ったほうが良いと思います。

芦澤会長) 統合されてなく、ばらばらにはあると思います。

中橋副会長) ばらばらに動いている計画を統合し、空間像の絵を描けばいいと思います。今、私は、鳥取城の橋の復元に関わっていますが、橋は検討しているがトータルの景観はどうかという、そういう話が出てきません。地域計画をやるならば、ランドスケープというトータル景観の考え方をどう持つかということがあり、こういう巨大構造物の建築については、このような考え方を持って議論したほうが話はしやすいと思います。鳥取城であったらその城壁、鳥取城のイメージを継承するのであれば、そのデザインを街なみにどう反映させていくか。そのような、マクロ的な考えが要るということです。そしてその次に、この建物をどうする、市役所の耐震はどうするか等、トータルの話の中の材料として当てはめていくという考え方です。今は、部品だけが先行して話をしている状態です。部品ではなく、トータルな話をしていかなければなりません。マクロ的な考え方も、都市計画には必要だと思います。

事務局) 私共もそのあたりは、少し悩んでいるところです。久松山山系景観形成重点区域は、それなりにエリアが広い区域です。後程報告事項で、まだ検討の状態ですが、市民

提案をいただくというアイデアを考えています。しかし、この提案については、景観的なものとするか、計画的なものとするか、まだ、用語自体の選定から悩んでいる状態です。この久松山山系にある複数の地域資源を結ぶネットワークが整備されていないのではないかというようなご意見を、2月くらいまで少し長い期間をかけていくつか提案いただき、もう一度議論の俎上に乗せていきたいと考えています。我々が提案できるマクロというレベルでは、この重点区域を景観計画に定めたところで、それ以上細かいところにどこから踏み込んでいくべきかというのは、なかなか広すぎて手が付けられない状態です。ですから、一度住民の意見を聴かなければ、この道路から、この施設からという優先順位も、我々が勝手に付けられないなと思っています。今はまず、複数の施設を結ぶルートや周辺景観が、この様になれば良いのではというような、ご提案をいただくことを、一度投げかけさせていただきたいと思っています。そこでもし、あまりにも材料が出てこないということであれば、市役所のほうから叩き台を出させていただくような手順になろうかと、考えています。

芦澤会長) 景観法ができてから、景観条例等が整備されてきました。今はまだ、市民の中に、景観に関して成熟した意識が構築できていません。まだ、景観とは何というような意識でしかなく、条例の内容等についても、理解していないのが正直なところで、これからの課題だと思っています。このことについては、追々に整備していかなければいけないと思っています。今回、日赤が建てられることに当たっては、先陣を切って立派な建築物にさせていただくと、右に倣えというように、その周辺から変わってくるのではないかと思います。こうして皆さんから、いろんな意見が出ましたので、そういうものを参考にしながら、もう一度検討していただき、実施設計の段階になりましたら、また説明をお願いしたいと思います。景観に関し、配慮したことが自信を持って報告していただけるようお願いして、この日赤の問題を終わらせていただきます。

中橋副会長) 景観整備には、文化庁サイドの文化的景観と国交省サイドの歴まち制度的なものが、二つあります。今、文化的景観が非常に勢力を伸ばしています。そのトップは世界遺産で、その次は重要文化的景観、文化的景観、と三段階あります。これであれば、このあたりは久松山がありますから、割合文化財的景観があります。それともうひとつは、街のほうで、都市計画的な景観があります。そこはやはり、文化庁と国交省と見ながら、いろんな手法考えて行うのが、法定計画のやり方だと思います。

事務局>今言われたことについては、市役所でも文化的景観と街づくり景観のちょうど境目で、どちらに向かうかは、まだ検討している状態です。9月議会の答弁の中でも、文化財があるのだから、歴史街づくりの計画を作ってはどうかという提案をいただいています。実際、先ほど言われました文化的景観にすると、文化財については固

定し、周辺も文化財に合わせていくという形になりがちです。そのことを、地元の方の望んでいるのかどうかを、後ほど報告させていただこうと思っております、地域資源のネットワークの提案募集という形で、地元の皆様のベクトルがどのような方向に向いているのかを、聴いてみたいと考えています。街として綺麗なほうに、文化財が溶け込んでいるのを望んでいるのか、それとも、文化財を大事にする街なみを望んでおられるのか、提案をいただきたいと思っています。もちろん、提案をもらうだけでなく、出していただいた方と議論をしながら、その議論の様子を公開することで、市民の皆様の関心を高めていければと考えています。まだ、文化と街とを融合させるところにまで至っている状態ではなく、そもそも、市民の方にとってどちらが重要なのかということ、年度末にかけて調べ、提案いただき確認していきたいという段階です。

芦澤会長) それに関連したようなことが、次の西高の議事で出ると思います。また、その時によろしく願います。ということで、日赤の担当者の方も、これから最大限の努力していただき、いろんな担当者の方と相談しながら進めて欲しいと思います。期待しております。

事務局> いろんなご意見がありましたので、参考にさせていただき、実施設計に向かいたいと思います。

芦澤会長) それでは次の議題に移りたいと思います。事務局からで説明をお願いします。

3 議事

(2) 鳥取市景観計画における、久松山山系景観形成重点区域の行為制限のうち、建築物等対象行為の外観項目に記載のある、屋根形状の取扱いについて

※事務局から資料2-1, 2-2を用いて説明: 略

芦澤会長) 今、説明がありました。説明の内容は、大体解りましたか。何かご意見がありますか。

西垣委員) 規制状況にあるということは、管理が必要になると思われませんが、違反があった場合、何か罰則等がありますか。

事務局> 罰則については、二通りに分かれております。主な規制の点として、外壁と屋根の色彩と、それ以外の規制との二点に分かれています。色彩の規制に合わない場合は、変更命令を市長名で出すようになっています。それ以外のものについては、市長からの勧告という形になります。

熱田委員) 今後の運用案ということなので、ひとつ確認です。これは、近商と商業の地域にお

いて柔軟に適用するというような書き振りですが、居住地域でこういうことが起きることは有り得なく、居住地域の人は切妻屋等にし、商業地域等の人はいいですという話は、少し違和感があります。商業地域内でも居住している方がいることもあり、そのあたり努力目標ではありますが、書き振りの問題なのか、少し引っ掛かります。要するに、近商、商業だけで良いのかということです。景観上、何か違和感が出てくる恐れがあると思います。商業地域等に居住系地域が隣接している地域に運用する場合、違和感あり統一性が取れないように思います。だから、エリア設定をした上で柔軟に、というような表現のほうが良いのではないかと思います。例えば、53号線沿いのこの地域については、この様にして下さいというような整理の仕方はどうですか。近商・商業ここだけという話ではなく、もう少し細分化した運用のほうが、統一性が出るように思います。

芦澤会長) 私は、細かくするより、大雑把なほうが良いと思います。原則としてこうあるとし、基本的に何かというと、その周辺の景観の問題です。だから、これを見た場合、原則としてこうだけれども、その周辺の建物形状等によって、陸屋根でもやむを得ないという判断をしていく。商業地域等、用途地域による区別をしなくても良いと思います。

事務局> 周りの状況、周りの景観と合わせるということが、ひとつの目的でもあります。

芦澤会長) だから、そのようなことによる判断とする、という程度にすれば良いと思います。今のものは、きちんと謳い込んでしまっており、久松山山系景観形成重点区域には、原則としてということにしてありません。せめて、表現の仕方、原則としてと、書かれていれば、例外的な扱いができると考えています。

熱田委員) 一番根本に思ったのは、ここで議論する話ではないのかもしれませんが、この地域が、近商・商業で良いのかということです。周辺状況が、段々変わってきているのに、こういう括り方だけで整理をしてしまうと、少し問題があるのではないかと思います。だから、委員長が言われるように、広めで緩やかな形で運用する方法もあると思います。私が、少し提案したかったのは、非常に重要な景観要素である久松山をどのように見渡していくようにするかということです。そうすると、この周辺は、このように整備していくというようなことがあっても良いのではないかと思います。

中橋副会長) 今の話は、いわゆる用途地域の色分けで、平面的な感覚の議論です。我々は、上から地図を見るように景観を見ていません。必ずアイレベルで見えています。道路を歩いている人間の視点場という、垂直方向で景観を見ています。私が言いたいのは、いろんな大通りから路地に入って行く中で、背景に久松山がある景観は、きちんと整備するべきだと思います。そういう場所でない、例えば住居地域の密集地まで、

このようなややこしい運用はしなくて良いと思います。こういう用途地域の問題もありますが、その空間を歩いてみていただいて、どこから見たらどのように見えるかという視点場で考えれば良いと思います。このことを考えると、多分3ランクくらい景観の視点場、見えられ度のグレードに違いが出てくると思います。そういう解析をしてから、一度検討してみてもどうでしょうか。滋賀県の長浜等は、そのような形の街づくりを、行っています。人間の視点場、どこから見たらどう見えるか、そういう垂直的な景観の見られかたの議論を、平面的な議論に少し加えていく、そういう検証が欲しいと思います。

事務局>今回の運用案については、本来的には景観計画の変更という内容で、見直しを諮っていきたくて考えています。今回急に日赤の建替えて、このような問題が出てきた関係で、暫定的な形での運用をしたいというお願いです。本来的な変更については、皆様の意見をお聞きしながら、この地域の屋根系統については変更、本格的な見直しを行いたいと思っています。

芦澤会長) いずれ、景観条例の見直しをしなければなりません。それまでの暫定的な措置として、今言われたように、柔軟に対応していくということで運用していきたくてということなんです。どうですか皆さん。そのようにさせて貰って良いですか。

房安委員) 良いと思いますが、一応、制限行為があるのですから、何でも考慮するという事ではないと思います。今回は、日赤という大きな建物だから考慮しないといけないということは解ります。今後、市役所の建替え問題が出てきた場合、今度は考慮することになるのか、どこであれば制限かかるのかという話になると思います。ある程度きちんとしたものが必要で、市の担当者の感覚だけで制限が撤廃されてしまうのか、それとも、大きい建物になると考慮するのか等、いろんな考え方ができるように思います。今後の運用方法は緩やかにということではありますが、このあたりの運用の仕方には、ある程度の規制が制限区域にありますので、きちんとした方が良いでしょう。

芦澤会長) 先ほど、私が少し触れたように、陸屋根であってもスカイラインを変化させてやると良いのです。屋上緑化等でラインを変えてやると、良い景色になります。そのような方法もあります。もう少し議論をし、条例を変えるまでの処置としてください。条例等については、いずれ変えなければいけないと思います。ただ作った時に、時間があまり取れず、県条例そのまま組み込んでしまっているものですから、少し不備な点があります。米子市の旧鴨川あたりは、どこからでも大山が見える街づくりというようなことをしています。ここは、和風勾配の住宅が多いから、そういう形で統一しようという考え方をそのまま残しています。だから鳥取の場合も、今後、どのような形で条例を直していくか、更に議論を深めるまでに、このような問題が出てくるため、暫定的ではありますが、事務局の案のとおり対応していくというこ

とで良いですね。

中島委員) 先程、都市整備部長のほうから、地域資源ネットワークの提案募集というものをしたいという、話がありました。最後に資料があり、読んでみたのですが、どうも私の理解力が足りないのか、具体的にこういう提案をして、どの程度提案が出てくるのかと思っています。そのネットワークに関して、地域住民を主とした提案、意向を汲み取りたいというお考えですが、私は、それが非常に大事だと思います。例えば、この重点地区に住む私の友人もいますが、重点地区とは何だというのが現実です。やはりそこに住んでいる方の意識というものの底辺を上げて、建替えの際には協力したいと思うよう、きめ細やかな啓発活動をもっと進めていかなければいけないと思います。原則がどうこう言っても、所詮は建てる方の意志が優先だと思います。そのあたり、地域に住んでいる人達に対するアピールと、意向を十分把握し汲み取って、計画の中に入れ込むという作業をもっとやっていただきたいと、私は思います。それがまず、第一だという気がします。

芦澤会長) それはどこに限らず、景観に関する条例等の啓蒙活動が不足していることは事実だろうと思います。今後、そのような活動を、市民に対して行っていかなければならないと思います。それでは、二番目の議事については、この通りにさせていただくということで、よろしいですか。それでは三番目の議事、鳥取市立北中学校の改築工事についてです。時間もだいぶ過ぎておりますので、簡単にお願ひしたいと思います。

3 議事

(3) 鳥取市立北中学校校舎改築工事について

※事務局から資料3を用いて説明：略

芦澤会長) これについて、何かご意見ありますか。これは、非常に難しいと思います。この隣に公民館があり、道路等から見て、圧迫感が凄いと感じます。あれと同じラインに建つことになると、難しいと思います。

池本委員) ここは、私が通勤路としています。今でも私は、道路がすごく狭いと感じています。ですから、こうして図面や立面図で、勾配屋根とかにして図面上きれいに見えますが、これが見える地点は前面の道路からは、ほぼ無いと思います。お堀のほうの南東側からは、若干見えるかもしれませんが、しかし、道路が狭いため、この程度道路から後退した状態であっても、ものすごい威圧感を感じると思います。それと、改修後のレイアウトとしてはきれいに納まっていますが、これだけ大きい建物が必要なのですか。もう少し将来的な生徒の増減を考慮した上で、考えて欲しいと思います。特にあのあたりは観光客が歩かれる場所でもありますので、実際その場に立ち、これだけ久松山のスカイラインを完全に隠してしまうようなものができることに関

し、配慮する必要があるだろうという気がしています。

事務局>生徒数についてですが、現在、450名程度の生徒数があります。今後の北中校区の小学校の生徒から推計すると、平成28年から30年にかけて約500人程度まで増加する見込みとなっています。ただ、建物の全体面積としては、本年度および来年度も同じクラス数ですが、クラス数から文部科学省が定める必要面積が決まっており、その範囲内での建築を考えています。現在、残す棟も含め6, 168㎡となる予定です。文部科学省補助の基準面積があり、本年度と来年度のクラス数からの算出で、6, 224㎡となります。一応、この基準面積の範囲内で建てさせていただき、28年度から30年度にかけてのクラス増には、その面積の範囲内で対応する考えでいます。

芦澤会長) 実際、現場を見られましたか。先ほど言われたように、前面の道路沿いに建ってしまうので、私は大変なことだと思います。現在の久松地区公民館の建物だけでも、前から横から、すごい圧迫感を感じます。敷地の奥のほうに建てるのであれば、山もよく見え、景色も非常に良いと思います。全面道路に沿って建てることで、久松地区公民館も含めて、前面道路からの見通しが全部塞がることとなります。この久松地区公民館も、建つのに問題があったらと思います。いつの間にか建っていました。まだ、今の状態のように縦なりに建てるのであれば辛抱できると思っています。

事務局>今回の建替えに当たり、色々検討しました。学校を運営しながら建て替えをするという制約から、現校舎の位置、若しくはグラウンドに立てるとなると、一度プレハブ等の仮校舎を建て、解体して建替えをしなければなりません。今年、耐震工事には入っています。

芦澤会長) それは、教育委員会側等の一方的な理由付けだと思います。だけど、景観条例等で、景観形成をしていく上においては、例え金額が大きくなっても、きちんとやらなければいけない問題もあります。役所がすることなので、何でも良いということにはなりません。逆に、役所がする公共的な建物が率先して景観を守るようなことをしなければ、社会は成り立ちません。ですから、金額が大きくなるということで、手抜きをしたりするということは許されないと思います。できるだけ、そういう努力をしないといけないと考えます。

事務局>何度も教室移動をしたりすると、生徒に負担がかかりますし、工事進捗が遅れ二カ年くらいかかってしまいます。

芦澤会長) そうすると、移転するという考えは全然ないのですか。

事務局>今のところ、ありません。

芦澤会長) 段々と生徒数が増えて校舎に満杯になると、どうしても移転することになると思うのですが。

中橋副会長) 少し建築計画的な捉え方で見て思ったことです。まず、高さを押さえます。威圧感というのは、景観的に見ると、仰角・俯角と言って、人間の立った目線から、大体60度以内に建物があれば、圧迫感は感じません。恐らくこれは、前面道路から見ると、60度をはるかに越えているように思います。我々が考えるのは、高さを押さえるために、4階部分を取り払い用途変更できないかということです。究極的な方法は、1階を地下に埋めてドライエリアで巻くことです。ドライエリアで、十分、採光できます。学校建築設計の中で、採光等の規制があるので、そのあたりの吟味は必要だと思いますが、ドライエリアを大胆に取り採光をきちんと採り、1階を地下にするという方法を取れば、高さが大幅に下がります。そうすることで、パラペットの上から、久松山が見えてくると思います。そういうことを、計画的に検討する余地があると、私は思います。今の空間の中に収め込もうという考え方でなく、建築設計の方法も色々ありますから、もう少し可変的に空間を捉えて、もう一度検討されたほうが良いと思います。

芦澤会長) この件については、もう少し検討する必要があると思います。この建物の立面図を見ても、あまり変化のない相当な面積の壁で塞がってしまうと思います。しかも、前面道路から屋敷が高いものだから、尚更、高く感じると思います。この計画では、何かこうじっくりとしない感じがします。この屋根形状とかには、相当苦勞されて設計しているのは分かります。しかし、立面図で見る限り、下の石組み等の絡みもありますが、もう少し変化を付けたものにしたほうが良いと思います。

中橋副会長) これは、RCの壁式かそのような工法だと思います。現在は、鉄骨と硝子で透き通った建築とする等、いろいろな方法があります。建築を透き通らせ、背景の久松山を全面道路から見せるとか、そのような発想もできます。透き通った建築は、多くあります。建築手法的には、いろいろありますから、基本設計の段階でこんな固まった絵を描くのではなく、SPSの段階でドライエリア案とか、透き通った建築とか、いかに久松山を見せるか、そういう創意工夫という視点を持って、もう一度絵を描いたほうが良いと思います。そして、教育委員会や文科省のいう延べ床面積云々の基準も確保しつつ、建築計画的にどういうものがあるかという検討がいます。これはもうこれでいきますと、押し付け的な案に見えて仕方ありません。そのあたり検討も踏まえて、この案が出てきたのであれば良いのですが、そのシナリオは無いですね。だから、こういう反発の声が上がるのだと思います。

芦澤会長) 何かもう少し、検討できませんか。もう少し検討してみたいと思います。この

敷地のとなりのお堀端の向こうに博物館があります。あそこもコンクリート壁の建物ですが、お堀を挟んで奥の方で前面道路からの距離が相当あり、また、高木が植えてあるため、あまり苦にはならないと感じています。あのようなコンクリート打ち放しの建物だけど、木で上手に隠しています。あの位後退すると影響ないのですが、これについては、ほんの数メートルしか後退していません。前面道路が両側二車線通行できるくらい広ければ、まだましなのですが。これを、もう少し下げるとか、プール側にするとかすれば、まだ柔らかくなる感じがします。何かそのあたりを考えられないかという気がします。グラウンドも広く取りたいという思いもあると思うのですが。

中島委員) 公民館は、いつ頃の建築ですか。

事務局>昭和54年です。築後31年経過しています。

芦澤会長) 昭和54年ですか。それでは、耐震構造ではありませんね。基準は、55年からでしたね。

事務局>平成24年に耐震診断しています。結果は、ISCが0.72でした。国交省の基準の0.65を上回っているということで、耐震補強等の改修計画は、今のところありません。

中島委員) それでは、改築計画は無いということですね。

事務局>担当課に確認をしていますが、今のところはないということです。

芦澤会長) この案件は、もう少し考えてみてもらえませんか。もう既に、工事着手しているのですか。

事務局>耐震補強工事には、着手しています。

芦澤会長) 何か、少ししっくりこない感じがします。どうですか、皆さん。

西山委員) 生徒の負担というのを、すごく気にしているように感じます。実際、私は、高校の二年間プレハブ校舎で過ごし、新校舎が建った経験があります。しかし、学生としては、そんなに苦痛なものではなかったように思います。確かに、校庭の一部にプレハブが建つので、体育の時間や部活動については、多少の支障はあったと思います。しかし、こんなことではやっていけないとか、苦痛という程のものでもありませんでした。

中島委員) 今、南中もプレハブ校舎ですね。南中はプレハブ校舎で、北中はできないというのは、おかしくないですか。

芦澤会長) だけど、今は贅沢です。私は、日進小学校でした。当時、鳥取大火でみんな燃えてしまい、学校は被災者の避難所となっていました。そのような状況ですから、どこで授業をしたかという、樗谿公園で青空教室でした。それは、すごく良い思い出になっています。皆が、焼け残った本を持ってきて、それに寄り集まり、授業を受けていました。ですから、どのような環境でも教育というのは、できるはずですよ。それがひとつの思い出となる、良い教育だと思います。

西山委員) プレハブを設置し撤去する費用コストもかかるでしょうが、もう一度、景観の面から計画の検討をしていただきたいと思います。

芦澤会長) そういうことです。今日は、もう時間がありませんので、もう一度、検討してみてください。事務局は、どうですか。もうやむを得ず、これしか出来ないという場合には、再度協議するというので、もう少し検討してもらえませんか。

事務局>もう少し検討してみます。

芦澤会長) もう少し検討してみてください。それでは、次の議事にいきたいと思います。四番目の鳥取西高移転に関する本市の考え方について。

事務局>これについては、前回も景観審で委員の方からご質問を受けました。鳥取市が西高の移転問題について、どういう考えを持っているのかということでしたので、今回は、文化財課の佐々木係長にお越しいただき、説明をしていただきたいと思います。

3 議事

(4) 鳥取西高校移転に関する本市の考え方について

※事務局から資料4を用いて説明：略

芦澤会長) ありがとうございます。説明がありましたが、どうですか。県の教育委員会の一つの方針で、将来移転ということを明記し、共存を図っていくということです。これについて、皆さん何かありますか。

西垣委員) 10ページの改修後の下の写真ですが、空白になっている部分があるのはどういうことですか。

事務局>この部分は、グラウンドです。

西垣委員) それでは、グラウンドが二つあるということですか。

事務局>そういうことになります。

芦澤会長) これは大変難しい問題だと思います。何故、移転しないのかと不思議に思うように、いろいろ問題があります。移転しないならしないで、ひとつの方法もあるだろうと思います。私から言わせてもらえば、文化庁の考え方が納得できません。文化財の保存について、ただ保存さえしておけば良いという話ではないと、私は思います。そのへんの骨董品みたいに、ただ保存さえしておけば良いということではなく、人間が関わり、人間生活の中で生き活きとしたものとして、保存していかなければならないと思います。保存するだけで良いということであれば、骨董品を見ているのと一緒だと思います。やはり日々の生活の中で、生き活きとした景観として、保存していかなければならないと思います。だから、一概に文化財の保護のために移設しなさい、それ一辺倒というのも納得いかないという気がします。景観というのは、人間の関わり方というのが一番大事です。現在、そこに美しさを顕在化させている気候風土や、人間の関わり方、人間の心の動き、こういうものを総合的に含めた概念が景観であると思います。そういうことからすると、やろうとしていることは、西高が現在の場所にあり、歴史や史跡との共存を図ることですから、大いにそういうことを実施していけば良いと思います。共存し形成していくこと、これがまさに、景観形成の原点だろうと思います。何年か経過し移転する時期に、やはり西高が無くなったら寂しいな、これは景観的に必要な要素だと考えられるくらい、人間が関わりを持つというのが大事だと思います。それは、非常に難しいことです。そのようなことは、西高の卒業生等関係者では、なかなかできないことですから、いっそのこと移転するほうが良いというのも、ひとつの理屈だと思います。だけど、文化庁のような、移転して史跡だけを守ろうということでは、面白くないと感じます。したがって現在、県の教育委員会が出している方針が、一番いい妥当な線を出しているという感じがしています。けれど本来なら、何年か後には移転ということであれば、将来的には移転しなければいけないだろうと思います。卒業生等、一部の人も知れませんが、移転に反対し、どうしても移転させないと言うような人がおりますが、これは自分の論理を正当化させようとしているだけで、無理があります。これは景観とは別な話になりますが、それをゴリ押しするとなれば、これは愛校心を笠に着た独善的なエゴだと思います。そういうことは、本当は許されることではないと思います。こういう状況になり、教育委員会が妥当な線を出したと、私は思っております。皆さんどうですか。

中島委員) この質問は、私が前回、聞かせていただきたいとお願いした件で、早速こうして丁寧な説明していただき感謝しております。考え方としては、先ほど、会長が言われたように、卒業生、職員や現役の生徒、そういう西高だけの範疇で捉えるのではなく、鳥取県あるいは鳥取市の中の久松山にある施設だと単純に考えれば、今の建物

の存在というのは、最初にあります基本計画の骨子2番の、市民の憩いの場という趣旨から、若干整合性がなくなるというふうに思います。ですから、将来的にはやはり、撤去というのを市としては求めていくべきであろうと思います。特に、久松山山系景観形成重点区域という指定がしてあるならば、是非そういう姿勢は強く崩さないようにしていただきたいと思います。それから、先ほどの丁寧な説明の中で、まだ建物について許可が出てないということは承知していますが、いずれは出るだろうというふうには思っています。それが出た場合に、どのような建物を造るかということ、管理団体の市として強く要望して欲しいと思います。県だから遠慮することはないと思いますので、是非、景観形成重点区域に合ったような建物となるよう要望していくということをお願いします。

芦澤会長) 誠に結構なご意見です。その他、何かありませんか。ないようでしたら、今報告の通り、皆さんこれで了解していただくということでお願いします。どうもありがとうございました。それでは続きまして、鳥取城跡観光推進計画(案)についてということです。これは前回の議事でした。このようなものが急に出されても、意見が出にくいだろうから、次回に意見等が出せるように、皆さんに読んできてくださいとお願いしていた案件です。そのことについて、事務局から少しだけ説明してもらいます。皆さん、読んでみてどうでしたか。良く作ってあると思いますが、どうですか。何か考えられて、感じたことがありますか。

3 議事

(5) 鳥取城跡観光推進計画(案)について

※事務局から前回資料を用いて説明：略

事務局> 推進計画(案)につきましても、まだ案の段階ですので、ご意見がありましたら随時、受けたいと思います。

芦澤会長) そうですね、これはこれで良いということにしておきます。それ以外でも、後から意見等があれば、お願いしたいと思います。観光ということで、ハードの面ばかり一生懸命やるけれども、それだけではないと思います。観光というには、ソフトの面が、非常に大事なことだと思います。どこでもそうですが、ハードの面ばかりどんどん進んでいきます。やはり観光客のリピーターがあるかどうかというのは、ソフトの面のほうが、影響が大きいと思います。それから景観でも、観光面から言うと、何でもない景観やしょうもない景観を大事にして、そういうものを見に来ることが、結構あります。ヨーロッパは、そのようなものが多いです。大金を使ってものすごい整備をし、それで観光客を呼ぶということではなく、普通に地元の人が気にならないような物を大事にしながら、そういうものを積み重ねていくというような考え方を、取り組むこともできると思います。いろいろな考え方がありますが、これはこれとしていきたいと思います。

熱田委員) 要望というか、今後出てくると思いますが、委員長が言われたように、事業を今後どのように進めていくかという計画を作るのに、市民をどう巻き込んでいき、どういうところに持っていくのかということが大事になると思います。確かに整備はされていますが、市民の声をどう取り入れるか、そういうスケジュール的なものを、示していただければと思います。

芦澤会長) まさにその通りで、皆、同じような考え方です。市民にいろんな持ち掛けをして意見をいただくことや強要する、そういうことを積極的にやらなければいけないと思います。今日、そういうことに意識を持っていただいて、高めていく努力をしないといけないと思います。そこまでの意識がないために、たいした意見が出てこないということもあるかもしれませんが、それをするにより、いろんな考え方が出てくる可能性があります。ですから、そのような活動は続けて欲しいと思います。それでは、次の報告事項に移りたいと思いますが、説明を簡単に1から5まで続けて行ってください。

4 報告事項

- (1) 鳥取市屋外広告物条例および同施行規則等の告示について
- (2) 鳥取市景観計画の変更告示について
- (3) 公共サインの管理について
- (4) 地域資源ネットワーク提案募集(案)について
- (5) 屋外広告物合同パトロールについて

※事務局から資料5-1、5-2、5-3、5-4、6、7を用いて説明：略

芦澤会長) ありがとうございます。何か、報告事項で聞きたいことや意見はありませんか。どうですか。4番目の地域資源ネットワークの提案募集については、インターネットを利用することにしていますが、なかなか出てこないと思います。今までも、いろんな案件で同じようなことをしても、出てくるのは少ないです。できれば、いろんな団体に、直接お願いする等、何か手を打っておくほうが良いと思います。

事務局) >もちろん、これは一方的に提案を募集するというものではありません。我々が引き続き地域や、各種の団体に働きかけてご提案をいただくという、活動があつてのものだと思っています。ただこれまでに、この地域に景観事業や提案等をいろいろと持って入っていますが、状況が多少特殊で、ひとこと言いたいという方は多いのですが、地元の方同士で話し合つて提案するという流れには、なかなか来ていません。そこを、我々が努力するという前提の中で、単体の文化財であれば文化財課が一生懸命やっていますので、街づくりとして、どうすれば良いのか話し合いたいということ、こちらから投げかけたいと思っています。例えば、去年の庁舎がらみの意見募集は、当然いろんな方がいましたので、無くて仕方がない面もありました。現在行っている、中心市街地活性化の計画に関する意見募集や城跡観光推進

に関する意見募集は、歴史文化の世界より一段低いと考えられているのか、なかなか意見がいただけない状態です。そうなると、地域資源の団体まで降りて、本当にご提案をいただきたいと思っているということを、こちらから提案募集をかけないことには、こちらも本気だということを解っていただけないと思いましたが、この方法によりもう一段、歴史文科系の地域資源についても、本当にご意見いただきたいというメッセージにしたいと思っているところです。

芦澤会長) 房安委員さん、自治連のほうはどうですか。自治連で出して欲しいと頼めないですか。

房安委員) 街づくり協議会で、自治連でもいろんな提案があると思います。そういう形での提案はできると思います。

芦澤会長) やはり、そういうところに依頼や、仕掛けをしないと、今までの経験から、ただ募集をしているというだけでは、なかなか意見は出てこないと思います。パブリックコメントを行っても、出てきません。だけど、あなた方は、実施したことにしています。まあ、そのようなことです。何か、その他ありますか。

事務局>その他ですけれども、この度の北中の問題、それから西高の今後の設計とか出てきますので、次回の景観審につきましては、11月の下旬ごろに考えています。よろしく、お願いします。

芦澤会長) はい、解りました。もう、いいですか。

池本委員) 前回のときに、市道の管理レベルを上げるという話がありました。今後の市道管理の予定は、どのようになっていますか。今、ところどころきれいになっている路線を見かけますが、来年の緑化フェアに向かい、その後の状況を教えてください。

事務局>今年度は、緑化フェアで県外の観光客の方が来られる箇所について、補正予算により道路管理とは別枠で予算を確保しています。その予算で、道路課に委託し実施したいと思っています。

池本委員) その後はどうなりますか。

事務局>当然、来年度は緑化フェア開催の年ですので、予算要求する考えでいます。それ以外については、道路課と協議しながら詰めていかないといけないと思っています。

池本委員) なんとか、継続して実施していただくようお願いします。

芦澤会長) 前にも私が言ったように、街路樹については、四季ではなく三季になっています。葉が落ちるまでに伐ってしまい、落葉の風情というものは何もありません。プラタナスは、知ってのとおり鈴掛けの木と言います。あの木は、葉が落ちて実がなってから、風に吹かれてしゃらしゃらと鳴るのが良いのですが、そんなことも全く関係無く、そうなるまでに伐ってしまいます。だから、このような剪定方法をとらないよう、緑化フェアを機にきちんとした剪定の指導をしていかないといけないと思います。前にも言ったと思いますが、外国の方が見られたら、日本の木はみんな病気なのか、虫に喰われているのかと言ったという逸話があります。これは、変な時期に剪定するからです。そのあたりの指導についても、行って欲しいと思っています。道路課になるのですか。

事務局) 緑の管理は、景観という面で見ると都市計画部署になると思います。しかし現在は、景観というよりは機能管理、一般の歩行者の方の通行に支障が出ないようにとか、そういう面に重点が置かれています。今後、そのあたりを連携し、協議実施する必要があると思います。

芦澤会長) そうですが、市民には、そういうことについて、啓蒙する必要があると思います。落葉は落ちてゴミとなり汚いから、早く落ちるまでに剪定を、と市民は言います。まず、概念として、落葉をゴミとして捉え、落葉はゴミなのかということから始めなければいけないと思います。そういう概念を持たない成熟した社会になることを、求めて欲しいと思います。ただ放っておくと、言われるようにゴミです。汚いから早くきれいにして欲しいとか、街路樹なんていらぬから伐って広くして欲しいとか、こういう話が出てきます。だから、一生懸命、そのような活動をする必要があると思います。それは、役所もそうだし、業界もしなければいけないことだと思います。

中島委員) 北中の楠木も伐られるのですか。

芦澤会長) あれば、伐らないほうが良いと思います。

中島委員) 住民の要望があれば、ほとんどその通りになってしまうのですか。

池本委員) 図面上では、改築後も残るようになっているようです。

芦澤会長) 文化会館にあった楠木も、移転するときに伐るということでしたが、私たちが反対して残したこともあります。

中島委員) 例えばひとつの案として、街路樹の剪定や落葉の掃除を、シルバー人材センターの方にお願いすることができないですか。

芦澤会長) こういうことは、市民がすべきことです。他の所では、区域、当番を決めて行っています。だから、住民がそのようになってくれば、良いと思います。緑化フェアを何のため開催するかというと、そのような啓蒙のためということもあると思います。だから、ここまで言ってきているように、市民みんなが、前の道路くらい自分達できれいにしようということにならなければいけないと思います。今の時代、北海道をはじめ、そのようなことが根付き行われている所が、多くあります。

事務局>大阪は、アダプトというものが、盛んに行われています。これは、自分たちの地域は自分たちで管理しようということで、多くの所で行われています。そういうことが、鳥取市にも根付けば、良いと思います。

中島委員) 御堂筋の銀杏等の管理は、地域住民の方がしているのですか。

事務局>恐らく、地域住民が管理できるのは、低木までだと思います。中木、高木というのは作業車が必要ですので、その部分については、行政が監理していると思います。草取りや簡単な低木の剪定、ゴミ拾い、大体そういうことが中心だと思います。

中島委員) よくある苦情は、落葉が側溝に詰まるといったこと等ですか。

事務局>多くあるのは、木自体が必要ないという苦情です。

芦澤会長) そうです、木自体、要らないということはありません。それでは、以上で終了します。どうもありがとうございました。